

公益社団法人 山口県看護協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人山口県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を山口県防府市大字上右田 2686 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許資格を有する者（以下、「看護職」という。）が、教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 看護教育及び学会等学術振興に関する事業
- (2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業
- (4) 地域ケアサービスの実施及び促進並びに公衆衛生の普及指導等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (5) 公益社団法人日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業
- (6) 施設の貸与に関する事業
- (7) 会員の福祉及び相互扶助に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、山口県において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

山口県内に居住または勤務する看護職であつて本会の目的に賛同して入会したもの

(2) 名誉会員

看護に関する事業に顕著な功績があり、かつ、本会に功労があった看護職であつて、

理事会において承認されたもの

(会員資格の取得)

第6条 本会の正会員にならうとする者は、本会の指定する手続きにより、入会を申し込みなければならない。

2 本会の正会員は、公益社団法人日本看護協会の定めるところにより、公益社団法人日本看護協会の正会員としての入会を申し込みるものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、正会員になったとき及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

(会員の権利)

第8条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる正会員と同様に本会に対し行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 同法第32条第2項の権利（社員の名簿の閲覧等）
- (3) 同法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 同法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(任意退会)

第9条 会員は、所定の手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の規定による退会届の提出は、電磁的方法により行うことができる。

(除名)

第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議によって、当該正会員を除名すること

ができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により総会において正会員を除名する決議を行う場合には、本会は その正会員に対し、当該総会の日から 1 週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 総会において除名の決議があったときは、会長は、その正会員に対して、除名の理由を明らかにして、直ちにその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、正会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 看護職でなくなったとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (4) 第 7 条に定める会費を、その事業年度における 3 月末日までに納入しなかったとき。
- (5) 総代議員が同意したとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 本会は、会員資格を喪失した者が既に納入した会費等その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数及び選挙)

第 13 条 本会に代議員を置き、その員数は、毎年 4 月 20 日における正会員の総数 50 人につき 1 人の割合とする。この場合において、正会員の総数を 50 で除して得た数に 1 未満の端数があるときにはその端数は 1 とし、代議員の員数に加える。

- 2 前項の代議員をもって、法人法上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、代議員選挙を行う。
- 4 代議員選挙を行うために必要な事項は、定款細則（以下、「細則」という。）で定める。
- 5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、第 3 項の代議員選挙に立候補することができる。
- 6 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。この場合において、理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
- 7 第 3 項の代議員選挙は、毎年 7 月に行うものとする。

(代議員の任期)

第 14 条 代議員の任期は、選任年度の 8 月 1 日から翌年度の 7 月 31 日までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条及び第 284 条）を提起している場合（同法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員の選任及び解任（同法第 63 条及び第 70 条）並びに定款の変更（同法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。

- 2 第 1 項に定める代議員の任期が満了した場合であっても、後任者が選任されるまでは、当該代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

(代議員の資格の喪失)

第 15 条 代議員は、やむを得ない事情があるときは、辞任届を提出することにより、代議員を辞任することができる。

- 2 総会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の 3 分の 2 以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合において、その代議員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、総会において弁明の機会を与えるなければならない。
- 3 前 2 項のほか、代議員は、第 9 条から第 11 条に掲げる事由により正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

(代議員の報酬等)

第 16 条 代議員は、無報酬とする。

- 2 代議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(予備代議員)

第 17 条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員（以下「予備代議員」という。）を選挙することができる。

- 2 予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 3 第 1 項の予備代議員の選出に係る選挙結果が効力を有する期間は、第 14 条の代議員の任期満了の時までとする。
- 4 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の予備代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 名以上の予備代議員を選出するときは、当該予備代議員相互間の優先順位

- 5 第13条（第1項、第2項及び第3項を除く。）、第15条及び第16条の規定は、予備代議員について、準用する。

第5章 総会

（構成及び議決権）

第18条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。
- 3 代議員以外の会員は、総会に出席することができるが、表決に加わることはできない。
- 4 第1項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

（権限）

第19条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 定款の変更に関する事項
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 正会員の除名及び代議員資格の喪失
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会を法人法上の定時社員総会とし、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

（招集）

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、代議員に対し請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 会長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項その他の法令で定

める事項を記載した書面によって、代議員に対し、開催の日の1週間前までに通知を発しなければならない。この場合において、会長は、代議員の承諾を得て、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発出することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、会長は、総会に出席しない代議員が、書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令に定める参考書類及び議決権行使書面を添えて開催の日の2週間前までに、代議員に対し、通知を発しなければならない。

(議長)

第22条 総会に議長を置く。

2 議長は、総会において、その都度、出席代議員の中から選出する。

3 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理し、会議の運営について責任をもつ。

(定足数)

第23条 総会は、総代議員の議決権の3分の2以上の議決権を有する代議員が出席することによって成立する。

(決議)

第24条 総会の決議は、法令及びこの定款に特別の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に係る総会の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 正会員の除名
- (4) 代議員の資格喪失
- (5) 本会の解散
- (6) 他の法人との合併等
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、総会の日から10年間、当該議事録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名

又は記名押印をしなければならない。

第6章 役員等

(役員の設置)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上23名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、細則で定めるところにより、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、監事のうち1名は会員外から選任することとし、理事会が推薦し（この監事を「外部監事」という）、総会において承認された者を充てる。

- 2 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事（以下、「会長等」という。）を選定及び解職する。この場合において、会長等は、総会の決議により選出された会長等の候補者のうちから、理事会が選定する方法によることができる。
- 3 会長は、理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に変更の登記を行い、登記事項証明書、その他必要な書類を添えて、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員構成の制限)

第28条 本会の各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 他の同一の団体（公益法人除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 3 本会の監事は、本会の理事（当該親族その他特殊の関係がある者を含む。）又は職員を兼ねることができない。
- 4 本会の各監事について、当該監事の親族その他特殊の関係のある者であってはならない。

(役員の欠格事由)

第29条 次に掲げる者は、本会の役員となることができない。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げる者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に掲げる罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能

性のある罪で起訴されている者

- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1号に掲げる者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、業務を執行する。
- 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 会長等は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、理事会の招集の通知（その請求があった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられないときには、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (8) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は

こ

れらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

- (9) その他監事に認められた法令上の権限行使すること。

(役員の任期)

第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて引き続き在任することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、会長、副会長、専務理事及び常務理事として、同一職に引き続き就任するときは、就任後 6 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時まで引き続き在任することができる。
- 3 監事の任期は、外部監事にあっては選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、内部監事（外部監事以外の監事をいう。以下同じ。）にあっては選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、外部監事にあっては選任後 8 年以内、内部監事にあっては選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて引き続き在任することができない。
- 4 役員は、第 26 条第 1 項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第 33 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができることとし、監事を解任する場合の総会の決議は、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

(役員の地位の喪失)

第 34 条 本会の役員は、第 29 条各号に該当するに至ったときは、本会の役員としての地位を喪失する。

(役員の報酬等)

第 35 条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。

(役員の責任及び免除)

第 36 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の責任について、当該理事又は監事（理事又は監事であつ

た者を含む。) が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる当該理事又は監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、本会は、外部役員との間で、第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。この場合において、その契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(設 置)

第 37 条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 38 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長等の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備）
 - (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除

(種類及び開催)

第 39 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 定例理事会は、年 4 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請

求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事事

会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(5) 第 31 条第 1 項第 6 号の規定により、監事が招集したとき。

(招 集)

第 40 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定める順序により、他の理事が理事会を招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第 3 項第 3 号に掲げる場合にあっては、その請求をした理事が、同項第 5 号に掲げる場合にあっては、当該請求をした監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもつて、開催の日の 1 週間前までに、通知しなければならない。この場合において、会長は、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発出することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 41 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定める順序により、他の理事が、議長となる。

(定足数)

第 42 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第 43 条 理事会の決議は、この定款に特別の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第 44 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第 8 章 委員会

(職能委員会)

第 46 条 本会に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会 I
- (4) 看護師職能委員会 II

2 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。

3 各職能委員会の委員長は、保健師職能、助産師職能、看護師職能 I 及び看護師職能 II の理事をもってこれに充てる。

4 各職能委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。

5 各職能委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。

6 職能委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(職能委員会以外の委員会)

第 47 条 この定款及び細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、法令の規定により総会及び理事会その他の権限に属することとされているもの以外の事務を行うものとする。

3 委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 48 条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長その他の重要な職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項については、細則で定める。

第 10 章 支部

(設置等)

- 第 49 条 本会は、第 3 条に規定する目的を達成するため、所要の地に支部を設置する。
- 2 支部長は、原則として地区理事（前項の支部ごとの区域を担当する理事をいう。）をもつてこれに充てる。
- 3 支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 資産及び会計

(事業年度)

- 第 50 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計の原則等)

- 第 51 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準その他の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

- 第 52 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

- 第 53 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算書等」という。）については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。
- 3 予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 予算書等については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に、提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第 54 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号（第7号を除く。）及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第55条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（株式等に係る議決権）

第56条 本会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第12章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

- 第57条 この定款は、総会において総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議により変更することができる。
- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項で定める事項以外の事項に係る定款の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 58 条 本会は、総会において、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う決議により、他の法人と合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解 散)

第 59 条 本会は、総会において、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 60 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 61 条 本会が解散等により清算をするときにおいて有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 13 章 公告

(公告方法)

第 62 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第 14 章 細則

(委 任)

第 63 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行登記日」という。）から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行登記日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は吉村喜代子とし、最初の業務執行理事は三井成子、小野原利子、小野和代、深町幸子、井上りさ子、西村淑乃とする。

附 則

- 1 この一部改正定款は、平成24年6月17日から施行する。

附 則

- 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。（平成29年6月18日）
- 2 第32条の役員の任期の改正は、現任の役員から適用する。